平成２９年（フ）第４７号
広島県呉市安浦町内海北２丁目８番27号
債務者　馬上まりこ
1　決定年月日時　平成29年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第４８号
広島県呉市広白岳５丁目４番８号
債務者　嬉野　明雄
1　決定年月日時　平成29年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第８７号
福岡県久留米市南２丁目４番11―19号
債務者　田中　由香
1　決定年月日時　平成29年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第８１号
福島県安達郡大玉村玉井字小高倉山383番地１
債務者　熊田　邦子
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第１０１号
神戸市垂水区学が丘１丁目３番29号、従前の住所神戸市垂水区小束山２丁目23番地の15
債務者　浦島　義明
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４０９号
神戸市東灘区深江南町１丁目15番25―207号、従前の住所広島市中区大手町３丁目12番３―303号
債務者　竹谷　滋博
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４１０号
神戸市北区有野台１丁目６番地　Ａ７棟505号
債務者　丸倉　　務
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４１３号
神戸市須磨区妙法寺字下野路1077番地の34、前住所神戸市西区宮下１丁目21番80号
債務者　藤田　　優
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４４４号
兵庫県三田市高次１丁目１番10号ホワイトヒルＣ棟201号
債務者　丹羽　　円
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７１号
神奈川県平塚市四之宮６丁目２番14―２号
ハイツサニーサイト２　201号
債務者　亀田　　正
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２６９号
神奈川県愛甲郡愛川町半原2606番地の４
債務者　小宮あゆみ
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４８号
鹿児島県薩摩川内市御陵下町6966番地
債務者　白石　哲也
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第１５３号
沖縄県中頭郡西原町字小波津70番地の２（シャトー203号）
債務者　糸数由香利
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第５５号
青森県黒石市大字温湯字鶴泉４番地
債務者　渡辺　麻祐
1　決定年月日時　平成29年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第２３０号
熊本市中央区本荘３丁目８番20―611号
ラ・パルフェ・ド・フィネス
債務者　舩石　涼子
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３０号
山口県光市上島田９丁目１番28号、前住所広島県廿日市市林が原２丁目４番13号
債務者　横道　純子
1　決定年月日時　平成29年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第１９８号
熊本市中央区出水６丁目43番86号
債務者　渡邊　光也
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係